

No. 41

市町村名	担当部課名	TEL	直通・内線	FAX
美浜町	厚生部 環境課	0569-82-1111	内線 216	0569-82-5423
住所	〒470-2492 知多郡美浜町河和字北田面106		担当者氏名	谷川 真紀
URL	http://town.aichi-mihama.lg.jp/	E-mail	kankyo@town.aichi-mihama.lg.jp	

(1) [補助金額]

(単位：円)

人槽区分	新規による設置	転換による設置	人槽区分	新規による設置	転換による設置
5人槽	332,000	664,000	11～20人槽	939,000	939,000
6～7人槽	414,000	828,000	21～30人槽	1,472,000	1,472,000
8～10人槽	548,000	1,096,000	31～50人槽	2,037,000	2,037,000
			51人槽以上	2,326,000	2,326,000

※転換…既存の建物から排出するし尿を処理している既存みなし浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、当該建物から排出するし尿と雑排水の処理を浄化槽に変更することをいう。又は、既存の建物の改築、増築又は建替え（取壊し）に伴い、同一敷地内の既存みなし浄化槽又はくみ取便槽を廃止し、浄化槽を設置することをいう。

(2) [2019年度の補助計画基数]

(単位：基)

5人槽	7人槽	10人槽	11～20人槽	21～30人槽	31～50人槽	51人槽以上	合計
37	17	6	1	1	2	0	64

前年度実績基数（75基）

(3) [補助対象地域]

- ・次の区域を除く町内全域内
 - ①美浜緑苑
 - ②大字小野浦（農業集落排水事業処理区）

(4) [特定地域の有無] 無

(5) [補助対象条件]

- ①新規に環境配慮型浄化槽を設置する者
- ②転換に環境配慮型浄化槽を設置する者
- ③建売の住宅（以下「建売住宅」という。）を購入する者で、当該建売住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ④浄化槽が設置された建売住宅（第6条の規定による届け出をした者に限る。）を購入しようとする者（新規）
- ⑤共有部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下この号において「区分所有法」という）第2条第4項に規定する共有部分をいう）に浄化槽を設置する者で、当該共有部分を有する専用部分（区分所有法第2条第3項に規定する専用部分をいう）の区分所有者（区分所有法第2条第2項に規定する区分所有者をいう）に対し、当該浄化槽がこの要綱に基づく補助事業により設置されたものである旨の説明をし、かつ、当該区分所有者とともに当該浄化槽の適正な維持管理を行う者

(6) [欠格要件]

- ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- ②同一敷地内のし尿（くみ取便槽を除く）及び雑排水の全てを浄化槽へ接続しない者
- ③住宅等を借りている者で、所有者の承諾が得られない者
- ④建売住宅を建築又は改築する者で、販売目的で当該建売住宅に浄化槽を設置しようとする者
- ⑤市町村税を滞納している者
- ⑥公共事業の実施に伴う移転補償金により浄化槽を設置する者
- ⑦他の公共事業の補助対象となり同時に複数の補助金を受けようとする者
- ⑧その他町長が補助金の交付を不適当と認めた者

(7) [補助金交付申請書に添付する書類]

- ①審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し
- ②設置場所の案内図（都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記）
- ③配置図及び配管図（排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）
- ④工事見積書（工事の内訳が明記されているもの）
- ⑤工事請負契約書の写し
- ⑥構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し
- ⑦全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証
- ⑧浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し
- ⑨市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類（転入しようとする者も同様に前住

所地での書類)

⑩住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

⑪その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

①既存みなし浄化槽又はくみ取便槽であることがわかる証拠書類

②設置場所の案内図（都市計画図1/2500又は住宅地図の写しへ明記）

③既存みなし浄化槽又はくみ取便槽の配置図及び配管図（転換前の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）

④補助対象浄化槽の配置図及び配管図（転換後の排水路等への接続方法と位置を明記・図示する）

⑤審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は、建築確認通知書（し尿浄化槽調書添付）の写し

⑥工事見積書（工事の内訳が明記されているもの）

⑦工事請負契約書の写し

⑧構造図及び仕様の明記されたカタログ又はその写し

⑨全国浄化槽推進市町村協議会に登録された浄化槽にあっては浄化槽メーカー等の登録証の写し、登録浄化槽管理票（C票）及び保証登録証

⑩浄化槽設備士免状及び小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了証書（昭和62年以前に資格を取得した者）の写し

⑪市町村税の未納のない証明書、完納証明書又はそれらに準ずる書類（転入しようとする者も同様に前住所地での証明書）

⑫住宅等を借りている者は、所有者の承諾書

⑬その他町長が必要と認める書類

※既存みなし浄化槽又はくみ取便槽の撤去費及び配管工事費の補助金の交付を受けようとするときは、次に示すことがわかるように書類を作成すること

①工事見積書について浄化槽設置工事、撤去工事及び配管工事についての内訳がわかるようにすること

②配管工事について、配管の口径、標準断面図、集水枠の形状、管の布設延長距離がわかるように図示すること。またコンクリート等の復旧や工事の為の塀や植樹の復旧部分があればどこかわかるように図示すること。

③くみ取便槽撤去工事について、全部撤去を行わず一部撤去をする場合その理由書を添付すること。またくみ取式便器の撤去を含める場合、便器の種類及び数量を図面に明示すること。

(8) 【 実績報告書に添付する書類及び提出期限 】

・提出期限：事業完了後30日以内又は、当該年度2月末日のいずれか早い期日

①浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し(補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことができることを証明する書類)

②浄化槽法第57条に規定する指定検査機関に法定検査を依頼したことを証する書類

③浄化槽設置工事の施工写真

④浄化槽設備士が確認したチェックリスト

⑤浄化槽使用開始報告書の写し又は浄化槽工事完了報告書の写し

⑥浄化槽設置工事に係る領収書又はその写し

⑦その他町長が必要と認める書類

※みなし浄化槽又はくみ取便槽を撤去して浄化槽を設置する場合

①～⑦

⑧既存みなし浄化槽廃止届（愛知県受理済み）の写し

⑨既存みなし浄化槽又はくみ取便槽及びくみ取式便器の撤去工事の写真（施工前、施工中及び施工後）

⑩配管工事の写真（施工前、施工中及び施工後）

⑪既存みなし浄化槽、又はくみ取便槽及びくみ取式便器を適正に処理した証拠書類（マニフェスト）

(9) 【 その他 】

①みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換する場合、撤去費補助として、上限9万円の補助を行っている

②処理対象人員が50人を超える浄化槽を設置する場合にあつては、事前協議を要する

③みなし浄化槽又はくみ取便槽から浄化槽へ転換に伴う宅内配管工事費に30万円までの補助を行っている

④くみ取便槽の撤去は一部撤去であっても補助対象とする。またくみ取式トイレの便器を撤去する経費も撤去工事に含めることができる

⑤建替えや増築等建築確認を伴う転換による配管工事は補助の対象としない

※建売住宅の場合は申請方法が異なりますので、浄化槽を着工する前に担当窓口までお問い合わせください

※上記以外で不明な点があれば、担当窓口までお問い合わせください